

第 4 回

熊本県議会

建設常任委員会会議記録

令和 7 年 10 月 2 日

開 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

第4回 熊本県議会 建設常任委員会会議記録

令和7年10月2日(木曜日)

午前10時0分開議

午前11時26分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 令和7年度熊本県一般会計補正予算(第5号)

議案第2号 令和7年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)

議案第3号 令和7年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補正予算(第1号)

議案第5号 令和7年度熊本県下水道事業会計補正予算(第2号)

議案第8号 専決処分の報告及び承認についてのうち

議案第18号 令和7年度都市計画事業、港湾事業、急傾斜地崩壊対策事業及び砂防事業の経費に対する市町村負担金(地方財政法関係)について

議案第19号 令和7年度道路事業の経費に対する市町村負担金について

議案第20号 令和7年度海岸事業の経費に対する市町村負担金について

議案第21号 令和7年度地すべり対策事業の経費に対する市町村負担金について

議案第22号 令和7年度流域下水道事業の経費に対する市町村負担金について

議案第23号 令和7年度市町村道過疎代行事業の経費に対する市町村負担金について

議案第25号 工事請負契約の締結について

議案第26号 工事請負契約の締結について

議案第27号 工事請負契約の締結について

議案第28号 工事請負契約の締結について

議案第29号 工事請負契約の締結について

議案第30号 専決処分の報告及び承認について

議案第31号 専決処分の報告及び承認につ

いて

議案第32号 専決処分の報告及び承認について

議案第33号 専決処分の報告及び承認について

議案第34号 専決処分の報告及び承認について

議案第35号 専決処分の報告及び承認について

議案第58号 令和7年度熊本県一般会計補正予算(第6号)

報告第1号 専決処分の報告について

報告第26号 熊本県道路公社の経営状況を説明する書類の提出について

報告第27号 一般財団法人白川水源地域対策基金の経営状況を説明する書類の提出について

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

①熊本都市計画区域マスターplan及び区域区分の見直しについて

②下水道管路の全国特別重点調査の結果について

③緑の流域治水の推進と五木村・相良村の振興について

出席委員(8人)

委員長 西山宗孝

副委員長 城戸淳

委員 吉永和世

委員 坂田孝志

委員 楠本千秋

委員 本田雄三

委員 住永栄一郎

委員 斎藤陽子

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

土木部

部長	菰田 武志
総括審議員	
兼河川港湾局長	西田 将人
政策審議監	椎場 泰三
道路都市局長	奥山 和弘
建築住宅局長	折田 義浩
監理課長	安田 昌史
用地対策課長	安倍 千佳子
首席審議員	
兼土木技術管理課長	弓削 真也
道路整備課長	大和 勇紀
道路保全課長	谷水 秀行
首席審議員	
兼都市計画課長	高橋 慶彦
下水環境課長	堤 哲也
河川課長	工藤 康隆
港湾課長	田村 伸司
砂防課長	橋口 英介
建築課長	佐澤 育
営繕課長	今福 裕一
住宅課長	上野 美恵子

事務局職員出席者

議事課主幹	眞田 美也子
政務調査課課長補佐	都富 真一

午前10時0分開議

○西山宗孝委員長 ただいまから第4回建設常任委員会を開会いたします。

それでは、付託議案等の審査を行います
が、質疑については、執行部の説明を求めた
後に、一括して受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進め
るために、着座のまま簡潔にお願いいたします。

まず、土木部長から総括説明を行い、続い
て、担当課長から資料に従い順次説明をお願

いいたします。

菰田土木部長。

○菰田土木部長 おはようございます。

まず、委員の皆様におかれましては、7月
25日に実施された管内視察に執行部も同行さ
せていただきました。この場をお借りしてお
礼申し上げます。

それでは、今定例会に提出しております議
案等の説明に先立ち、最近の土木部行政の動
向について御報告いたします。

まず、令和7年8月豪雨による災害への対
応についてです。

こちらの報告につきましては、この後、御
審議いただきます補正予算関係議案に関連し
ますので、お手元にお配りしております補足
資料を用いて御説明をさせていただきます。
よろしくお願ひいたします。

1ページをお願いいたします。

今回の豪雨に係る気象の概況です。

8月6日から11日にかけまして前線が九州
付近に停滞し、県内では、10日から11日にかけ
て、7市町で大雨特別警報が発令され、また、記録的短時間大雨情報が15回も発表され
るなど記録的な大雨に見舞われました。

2ページをお願いいたします。

公共土木施設等においても甚大な被害が発
生しており、最上部に記載のとおり、熊本市
を除く県と市町村全体で、被害件数2,491
件、被害額は約661億円に上っております。
内訳は、表のとおり、県工事分が約316億
円、市町村工事分が約344億円となっており
ます。

3ページをお願いいたします。

道路につきましては、県管理道路で227か
所、市町村管理道路で830か所でのり面崩壊
や路肩決壊などの被害が発生いたしました。

4ページをお願いいたします。

県管理道路の応急復旧につきましては、孤
立集落箇所や幹線道路など緊急性の高い箇所

から、地元建設業協会等の皆様の御尽力をいただきながら実施しております。

全面通行止めにつきましては、現在も、県道5路線6か所で実施しております、地域の皆様に御不便をおかけしております。一日も早い通行の確保に向けて取り組んでまいります。

5ページをお願いいたします。

河川につきましては、県管理河川384か所、市町村管理河川704か所で被害が発生しました。緊急性の高い箇所から、随時、応急復旧に着手しており、これまでに、15河川、20か所で応急工事を完了しております。

6ページをお願いいたします。

公共土木施設以外におきましても、土砂災害が128か所、宅地内に土砂が堆積する被害が4市2町で発生しております。また、床上、床下浸水を含めますと、県内各地で9,000棟を超える住家被害が生じております。

このため、速やかに土砂災害の応急対策に着手するとともに、宅地内の堆積土砂等につきましては、市町村と連携して撤去に取り組んでおります。

また、住まいの確保に係る支援として、県営住宅の住戸提供や美里町での建設型応急住宅の整備、浸水住宅の復旧に係る相談窓口の開設等を実施しております。

以上が土木部に係る被害と主な対応状況ですが、引き続き、県民の安全、安心の確保を最優先に、生活基盤となる公共土木施設の早期復旧に全力で取り組むとともに、被災市町村との連携を密にし、地域に寄り添った支援を実施してまいります。

次に、半導体関連産業のさらなる集積への対応及び幹線道路ネットワークについてです。

セミコンテクノパーク周辺の渋滞解消に向けまして、県で取り組んでいます大津植木線多車線化及び合志インターチェンジアクセス道路につきましては、9月23日に着工式を開

催しました。

また、国が進める中九州横断道路の熊本環状連絡道路において、明後日10月4日に中心くい打ち式が執り行われ、今後、本格的な測量に着手されることとなります。

加えて、大津西インターチェンジから下硯川インターチェンジ間の有料道路事業導入に向け、県及び熊本市において、都市計画変更に係る住民説明会を開催しました。引き続き、都市計画変更の手続を着実に進め、中九州横断道路の早期整備につなげてまいります。

さらに、熊本市が進める熊本西環状道路の池上熊本駅インターチェンジから花園インターチェンジ間が10月19日に開通することが発表されるなど、本県の幹線道路整備は着実に進展しています。

引き続き、国や地元自治体と連携し、幹線道路ネットワークの早期整備に向けて、しっかりと取り組んでまいります。

それでは、今定例会に提出しております土木部関係の議案等について御説明いたします。

今回提出しております議案は、補正予算関係議案6件、条例等関係議案17件、報告関係3件でございます。

今回の補正予算につきましては、災害関連事業、益城町土地区画整理事業、熊本北部流域下水道の整備等に関する経費51億1,400万円余の増額補正をお願いしております。

さらに、8月10日からの大雨による災害への対応として、8月に専決処分を行いました応急対応に要する経費18億8,000万円余、また、追加提案で、災害復旧に要する経費344億2,300万円余の増額補正をお願いしております。

条例等議案につきましては、公共事業に係る市町村負担金について6件、工事請負契約の締結について5件、専決処分の報告・承認案件6件の計17件の御審議をお願いしております。

ます。

報告案件につきましては、専決処分の報告について1件、経営状況を説明する書類の提出について2件を御報告させていただきます。

その他の報告事項につきましては、熊本都市計画区域マスター・プラン及び区域区分の見直しについてなど3件を御報告させていただきます。

以上、総括的な御説明を申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

今後とも、災害からの復旧・復興、国土強靭化をはじめ、県内各地域における社会基盤の整備、保全を着実に推進してまいりますので、委員各位の御支援と御協力をよろしくお願ひいたします。

○西山宗孝委員長 引き続き、関係課長から順次説明をお願いいたします。

○安田監理課長 監理課でございます。

本日は、説明資料といたしまして、建設常任委員会説明資料、経営状況を説明する書類2冊、その他報告事項3件を準備しております。

まず、令和7年度補正予算、知事専決分につきまして御説明申し上げますので、常任委員会説明資料の15ページをお願いいたします。

8月に専決させていただきました補正予算は、8月10日からの大雨に伴う応急対応に係る予算を計上しております。

今回の補正予算は、一般会計のみでございまして、15ページ、上の表、右側合計欄の2段目に記載のとおり、18億8,000万円余となります。

各課別の内訳につきましては、下の表のとおりでございます。

16ページは、専決分の予算総括表で、各課の補正額とその財源内訳を記載しております。

表右側、今回補正額の財源内訳の最下段をお願いします。

国支出金1億5,500万円余、地方債12億3,500万円、その他60万円、一般財源4億8,900万円余となっております。

以上が専決予算の状況でございます。

監理課は以上です。

○谷水道路保全課長 道路保全課でございます。

17ページをお願いいたします。

2段目の現年発生災害復旧工事費でございますが、12億7,300万円余の増額補正を計上しております。

これは、令和7年8月10日からの大雨により発生した道路の崩土撤去や倒木の除去等に要する事業費でございます。

道路保全課は以上です。

○橋口砂防課長 砂防課でございます。

18ページをお願いします。

2段目の砂防調査費でございますが、4,000万円の増額補正を計上しております。

これは、大雨による国庫補助事業の採択に向けての事前調査等に要する経費でございます。

3段目の災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業費でございますが、600万円余を計上しております。

これは、今回の大雨により崖崩れが発生した甲佐町の上豊内地区の応急対策に要する経費でございます。

4段目の災害関連緊急砂防事業費でございますが、2億4,000万円余を計上しております。

これは、今回の大雨により土石流が発生した八代市の大谷川ほか1か所の応急対策に要

する費用でございます。

5段目の単県砂防施設維持管理費でございますが、3億2,100万円の増額補正を計上しております。

これは、今回の大雨により被災した既設砂防設備の機能回復に要する経費でございます。

砂防課は以上です。

○安田監理課長 監理課でございます。

お戻りいただきまして、1ページをお願いいたします。

令和7年度9月補正予算について御説明いたします。

今回の補正予算は、災害関連事業や益城町土地区画整理事業などに係る予算に加えまして、8月10日からの大雨に伴う災害復旧関連事業に係る追加提案分の予算も計上しております。

1ページ、上の表、2段目が今回の補正額となります。表真ん中辺りに記載しておりますが、一般会計のうち、投資的経費383億3,700万円余、その右側、消費的経費4,200万円余、右から2つ目、特別会計等計11億5,800万円、今回補正額の合計でございますが、こちら、395億3,800万円余となります。

各課別の内訳につきましては、下の表のとおりでございます。

2ページは、9月補正予算総括表になります。

一般会計及び特別会計等ごとに、各課の補正額とその財源内訳を記載しております。

表左から3列目の補正額の欄は、災害関連事業や益城町の土地区画整理事業、熊本北部流域下水道の整備に係る予算といたしまして、最下段に記載のとおり、51億1,400万円余、隣、4列目、追号分といたしまして、8月10日からの大雨に伴う災害復旧関連事業に係る予算344億2,300万円余を計上しております。

表右側、今回補正額の財源内訳の最下段をお願いいたします。

国支出金178億200万円余、地方債195億8,900万円、その他7億7,200万円余、一般財源13億7,300万円余となっております。

以上が9月補正予算の状況でございます。監理課は以上です。

○高橋都市計画課長 都市計画課でございます。

3ページをお願いいたします。

2段目の土地区画整理事業費でございますが、益城中央地区において、権利者との補償交渉が円滑に進んだことから、令和9年度完了に向けて、次年度予算の一部を前倒しする費用として、5億3,500万円の増額補正を計上しております。

これは、熊本地震関連としまして、宅地造成に係る工事を前倒し施行するためのもので

す。

また、今回、債務負担行為の設定をお願い

しております。

4段目の街路整備事業費でございますが、都市計画道路、南部幹線の前川に架かる橋梁上部工工事について、工事契約から完了までに約3年の期間が必要となるため、22億円の債務負担行為を設定しております。

都市計画課は以上です。

○堤下水環境課長 下水環境課でございます。

下水環境課の会計は、一般会計と下水道事業会計に分かれておりますので、まず一般会計から御説明いたします。

5ページをお願いします。

2段目の下水道推進費でございますが、1,200万円余の増額補正を計上しております。

これは、次ページで説明します下水道事業会計の増額に伴う下水道事業総務事務費の増

額によるものです。

続きまして、下水道事業会計について御説明いたします。

6ページ1段目の熊本北部流域下水道建設費でございますが、11億5,800万円の増額補正を計上しております。

これは、2段目の管路施設等建設改良費の表右側説明欄のとおり、半導体産業集積地関連として、熊本北部流域下水道の管路の増設等に要する費用の増額によるものです。

下水環境課は以上です。

○工藤河川課長 河川課でございます。

7ページをお願いいたします。

2段目の単県河川海岸情報基盤整備事業費でございますが、1,000万円余の増額補正を計上しております。

これは、国の防災気象情報運用見直しに伴う水防警報発令システムの改修に係る費用でございます。

4段目の河川等災害関連事業費でございますが、3億6,200万円余の増額補正を計上しております。

これは、災害復旧事業と併せて行う改良復旧事業に要する費用で、令和2年災の佐敷川及び令和5年災の赤井川ほか1か所の経費を計上するものです。

5段目の単県河川等災害関連事業費でございますが、30億3,600万円の増額補正を計上しております。

これは、国庫補助災害復旧事業の対象とならない箇所の復旧等に要する費用で、令和2年7月豪雨や令和7年梅雨前線豪雨等で被災した箇所に要する経費を計上するものです。

河川課は以上です。

○高橋都市計画課長 都市計画課でございます。

ここからは、追加提案でお願いしております補正予算となります。

9ページをお願いいたします。

2段目の都市計画調査費でございますが、3,000万円の増額補正を計上しております。

これは、今回の大雨により宅地に堆積した土砂等を市町村が排除する必要がある場合に、国庫補助制度の対象とならないものについて、その経費の2分の1を補助金として県から市町村へ交付するものでございます。

都市計画課は以上です。

○堤下水環境課長 下水環境課でございます。

10ページをお願いします。

2段目の農業関係施設現年発生災害復旧費でございますが、5,000万円を計上しております。

これは、今回の大雨により被災した農業集落排水施設の復旧に要する費用でございます。

下水環境課は以上です。

○工藤河川課長 河川課でございます。

11ページをお願いいたします。

主なものについて御説明させていただきます。

まず、4段目の河川掘削事業費でございますが、10億8,800万円余の増額補正を計上しております。

これは、今回の大雨による堆積土砂の撤去に係る費用でございます。

次に、下から4段目の単県河川等災害関連事業費でございますが、41億7,300万円余の増額補正を計上しております。

これは、今回の大雨により被災した県管理公共土木施設のうち、国庫補助災害復旧事業の対象とならない箇所の復旧等に係る費用でございます。

次に、12ページをお願いいたします。

2段目の現年発生国庫補助災害復旧費でございますが、242億6,300万円余の増額補正を

計上しております。

これは、今回の大雨により被災した県管理公共土木施設等の復旧に要する費用及び復旧に係る査定設計書作成のための調査、測量、設計に要する費用でございます。

河川課は以上です。

○田村港湾課長 港湾課でございます。

13ページをお願いします。

2段目の単県港湾修築事業費ですが、3,400万円余の増額補正を計上しております。

これは、今回の大雨により被害を受けた八代港ほか4か所の港湾施設の維持補修に要する経費でございます。

3段目の単県港湾整備事業費ですが、2億200万円余の増額補正を計上しております。

これは、今回の大雨により長洲港に堆積した土砂のしゅんせつに要する経費でございます。

6段目の現年単県災害土木費ですが、2,200万円を計上しております。

これは、今回の大雨により流木等で埋塞した熊本港ほか2か所の港湾施設の機能回復に要する経費でございます。

港湾課は以上です。

○橋口砂防課長、砂防課でございます。

14ページをお願いします。

主なものについて御説明させていただきます。

5段目の災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業費でございますが、7億200万円余の増額を計上しております。

これは、大雨により崖崩れが発生した甲佐町の上豊内地区ほか4か所の施設整備に要する経費でございます。

6段目の災害関連緊急砂防事業費でございますが、19億9,400万円余の増額補正を計上しております。

これは、今回の大雨により土石流が発生した八代市の大谷川ほか5か所の施設整備に要する経費でございます。

7段目の単県砂防施設維持管理費でございますが、10億3,400万円余の増額を計上しております。

これは、今回の大雨により被災した既設砂防設備の機能回復に要する経費でございます。

砂防課は以上です。

○安田監理課長 監理課でございます。

19ページをお願いいたします。

令和7年度繰越明許費でございます。

繰越設定につきましては、12月と2月定例会でお願いしておりますが、令和3年度から、9月定例会においても前倒ししてお願いをさせていただいているところでございます。

今回は、10月時点での適正工期が確保できない工事などにつきまして、当初契約時から年度をまたいで適正工期を確保するということとともに、適切な入札契約が行われるよう今議会での設定をお願いするものでございます。

現時点での発注見通しで繰越しが見込まれる工事等につきましてですが、1番、一般会計合計、一番最下段になりますが、132億600万円余、2番、港湾整備事業特別会計9億3,100万円余、3番、臨海工業用地造成事業特別会計11億1,000万円、合計152億4,700万円余の設定をお願いしております。

設定金額につきましては、昨年、一昨年と同程度の規模となっておりまして、発注の平準化に努めますとともに、事業の進捗管理を含め適切に執行してまいりたいと考えております。

続きまして、21ページをお願いいたします。

県が施行をする公共事業の経費に対する市

町村負担金についてです。

市町村負担金につきましては、21ページから27ページにかけ、第18号から第23号までの6件の議案を提案しております。複数の課にまたがりますので、監理課から一括して説明します。

なお、今回の提案に当たりましては、各市町村に対し事業計画を説明の上、負担金に係る同意を得ておりますことを申し添えます。

それでは、21ページをお願いします。

議案第18号、令和7年度都市計画事業、港湾事業、急傾斜地崩壊対策事業及び砂防事業の経費に対する市町村負担金（地方財政法関係）についてです。

1の単県街路促進事業から22ページにかけて、16件の事業について、地方財政法の規定に基づき、当該事業に要する経費のうち、市町村負担分を定めるものです。

次に、23ページ、議案第19号、令和7年度道路事業の経費に対する市町村負担金についてです。

単県道路改築事業を含む2件の事業について、道路法の規定に基づき、市町村負担分を定めるものです。

次に、24ページでございます。

議案第20号、令和7年度海岸事業の経費に対する市町村負担金についてです。

海岸堤防等老朽化対策緊急事業を含む3件の事業について、海岸法の規定に基づき、市町村負担分を定めるものです。

次に、25ページをお願いします。

議案第21号、令和7年度地すべり対策事業の経費に対する市町村負担金についてです。

単県地すべり対策事業について、地すべり等防止法の規定に基づき、市町村負担分を定めるものです。

次に、26ページをお願いします。

議案第22号、令和7年度流域下水道事業の経費に対する市町村負担金についてです。

熊本北部流域下水道建設事業を含む6件の

事業について、下水道法の規定に基づき、市町村負担分を定めるものです。

次、27ページをお願いします。

議案第23号、令和7年度市町村道過疎代行事業の経費に対する市町村負担金についてです。

道路施設保全改築事業について、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定に基づき、当該事業に要する経費のうち、市町村負担分を定めるものです。

なお、これまで説明した負担金の負担内容につきましては、昨年度から特段の変更がないことを申し添えます。

続きまして、29ページをお願いいたします。

29ページから47ページにかけまして、工事請負契約の締結について、第25号から第29号までの5件の議案を提案しております。

提案理由は、いずれも予定価格5億円以上の工事で、議会の議決に付すべき契約に関する条例の規定により提案しているものです。

議案第25号から27号までの3件につきましては、消防学校の本館、寄宿舎の改築工事に伴います建築電気設備、機械設備工事となります。

それではまず、29ページ、議案第25号についてです。

工事名、消防学校本館・寄宿舎改築工事。工事内容、本館、寄宿舎の改築、鉄筋コンクリート造及び木造、地上4階建て、延べ面積5,412平方メートル。工事場所、上益城郡益城町惣領。工期、令和9年7月30日まで。契約金額、28億390万円。契約の相手方、西松・建吉・岩永特定建設工事共同企業体。契約の方法、一般競争入札でございます。

30ページをお願いします。

入札経緯及び結果になります。

1の競争入札に参加する者に必要な資格及び31ページ中ほどの一一番上の2です。

2の評価に関する基準について、本書記載

のとおり設定し、施工体制確認型総合評価落札方式により入札を行いました。

3の開札及び総合評価結果でございます。

入札には2者が参加し、右下記載のとおり、令和7年6月26日に開札を行いまして、西松・建吉・岩永特定建設工事共同企業体が、技術評価点179.50、入札価格25億4,900万円、評価値7.0420で落札となっております。

次に、33ページ、議案第26号についてです。

工事名、消防学校本館・寄宿舎電気設備工事。工事内容、消防学校本館、寄宿舎の改築に伴う電灯、動力設備等をはじめとする各種電気設備工事。場所、上益城郡益城町惣領。工期は令和9年7月30日まで。契約金額、7億7,803万円。契約の相手方、電盛社・大光電業建設工事共同企業体。契約の方法、一般競争入札でございます。

34ページの入札経緯及び結果になります。

1の競争入札に参加する者に必要な資格及び35ページ、2の評価に関する記述基準につきまして、本書記載のとおり設定し、施工体制確認型総合評価落札方式により入札を行いました。

3の開札及び総合評価結果です。

入札には2者が参加し、右下記載のとおり、令和7年6月26日に開札を行い、電盛社・大光電業建設工事共同企業体が、技術評価点121.67、入札価格7億730万円、評価値17.2020で落札となっております。

次に、37ページ、議案第27号についてです。

工事名、消防学校本館・寄宿舎機械設備工事。工事内容、消防学校本館、寄宿舎の改築に伴う空気調和設備等をはじめとする各種機械設備工事。場所、上益城郡益城町惣領。工期、令和9年7月30日まで。契約金額、6億5,073万6,900円。契約の相手方、協成・熊本利水建設工事共同企業体。契約の方法、一般

競争入札でございます。

38ページの入札経緯及び結果になります。

1の競争入札に参加する者に必要な資格及び39ページ、2の評価に関する基準について、本書記載のとおり設定し、施工体制確認型総合評価落札方式により入札を行いました。

3の開札及び総合評価結果です。

入札には1者が参加し、右下記載のとおり、令和7年8月1日に開札を行い、協成・熊本利水建設工事共同企業体が、技術評価点117.28、入札価格5億9,157万9,000円、評価値19.8249で落札となっております。

次に、41ページ、議案第28号についてです。

工事名、第一高校長寿命化改修(第四期)工事。工事内容、(1)特別教室、管理棟の改修、(2)渡り廊下の改修、(3)(4)合わせまして駐輪場の改築。工事場所、熊本市中央区古城町。工期、令和9年2月19日まで。契約金額、12億670万。契約の相手方、坂口・増永・三友特定建設工事共同企業体。契約の方法、一般競争入札でございます。

42ページの入札結果及び結果になります。

1の競争入札に参加する者に必要な資格及び43ページ、2の評価に関する基準につきまして、本書記載のとおり設定し、施工体制確認型総合評価落札方式により入札を行いました。

3の開札及び総合評価結果です。

入札には2者が参加しまして、右下記載のとおり、令和7年7月2日に開札を行い、坂口・増永・三友特定建設工事共同企業体が、技術評価点119.75、入札価格10億9,700万、評価値10.9161で落札となっております。

次に、45ページ、議案第29号についてでございます。

工事名、菊池支援学校高等部棟新築工事。

(1)番、管理、教室棟の新築、(2)普通教室棟の新築、(3)作業棟の新築、(4)(5)渡り廊

下の新築となります。工事場所、合志市合生。工期、令和8年11月26日まで。契約金額6億6,880万円。契約の相手方、橋本・豊建設工事共同企業体。契約の方法、一般競争入札でございます。

46ページが入札経緯及び結果になります。

1の競争入札に参加する者に必要な資格及び47ページ、2の評価に関する基準について本書記載のとおり設定し、施工体制確認型総合評価落札方式により入札を行いました。

3の開札及び総合評価結果です。

入札には1者が参加し、右下記載のとおり、令和7年7月2日に開札を行い、橋本・豊建設工事共同企業体が、技術評価点112.57、入札価格6億800万円、評価値18.5148で落札となっております。

監理課からは以上でございます。

○谷水道路保全課長 道路保全課でございます。

道路の管理瑕疵等に関する専決処分の報告及び承認については、49ページの第30号議案から54ページの第35号議案までの6件でございます。

議案の説明につきましては、55ページの概要の一覧表にて説明いたします。

まず、議案番号30号です。

本件は、令和7年2月3日午後8時50分頃、合志市竹迫において、被害者が、主要地方道大津植木線を合志市方面から菊池郡大津町方面に向けて、普通乗用自動車で進行中、進路前方に倒れていた竹に衝突し、ルーフ等を損傷したものです。

被害者には前方不注視の過失があったことから、過去の事例等を踏まえ、損害額の8割に当たる3万5,200円を賠償しております。

次に、議案番号31号です。

本件は、令和7年3月15日午前0時40分頃、合志市福原において、被害者が、一般県道辛川鹿本線を合志市方面から菊池郡菊陽町

方面に向けて、軽四輪乗用自動車で進行中、道路右側に生育していた竹が道路に倒れて車両に直撃し、ボンネット等を損傷したものです。

本件は直撃事案であり、被害者が事故を回避することが困難であることを踏まえ、損害額全額75万6,200円を賠償しております。

次に、議案番号32号です。

本件は、令和7年3月15日午後6時50分頃、上益城郡山都町東竹原において、被害者が、一般国道325号を宮崎県方面から阿蘇郡高森町方面に向けて、軽四輪乗用自動車で進行中、進路前方の自車線上に生じていた穴ぼこに落輪し、右前輪を損傷したものです。

被害者に前方不注視の過失があったことから、過去の事例を参考に、事故の発生が日没後で暗かったこと及び雨天であったこと等を踏まえ、損害額の8割に当たる3万8,016円を賠償しております。

次に、議案番号33号です。

本件は、令和7年3月30日午後4時50分頃、阿蘇郡南小国町大字赤馬場において、被害者が、主要地方道南小国波野線を南小国町赤馬場方面から満願寺方面に向けて、普通乗用自動車で進行中、進路前方の自車線上に生じていた穴ぼこに落輪し、左前輪を損傷したものです。

被害者に前方不注視の過失があったことから、過去の事例を参考に、損害額の4割に当たる2万3,000円を賠償しております。

次に、議案番号34号です。

本件は、令和7年4月18日午後7時頃、球磨郡山江村大字万江において、被害者が、主要地方道坂本人吉線を球磨郡山江村方面から人吉方面に向けて、軽四輪乗用自動車で進行中、進路前方の道路上に落下していた石と衝突し、マフラーパイプ等を損傷したものです。

被害者に前方不注視の過失があったことから、過去の事例を参考に、損害額の4割に当

たる2万2,044円を賠償しております。

最後に、議案番号35号について説明いたします。

本件は、令和7年5月26日午後4時30分頃、葦北郡芦北町大字白木において、被害者が、主要地方道芦北球磨線を球磨郡球磨村方面から葦北郡芦北町方面に向けて、普通乗用自動車で進行中、進路左側ののり面から落下し、車道側に転がってきた石が直撃し、左前部バンパー等を損傷したものです。

本件は直撃事案であり、被害者が事故を回避することは困難であることを踏まえ、被害額全額13万4,255円を賠償しております。

今後もパトロールを徹底するとともに、市町村等とも連携しながら、道路異常通報制度の周知を図り、道路管理瑕疵、道路管理事故の未然防止に努めてまいります。

道路保全課は以上です。

○安田監理課長 監理課でございます。57ページをお願いします。

職員の交通事故の和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により行いました専決処分の報告となります。

内容につきましては、58ページ、概要により説明いたします。

右側のほうになりますが、当該事案は、河川課の職員が、公務による出張中、飲食店の駐車場におきまして、バックで方向転換した際に、不注視により後方に設置してあった店舗の看板に接触し、看板を破損したものでございます。

過失割合は、県が100%、損害賠償額4万5,320円で相手方と和解しております。

職員の交通事故防止、交通違反等防止につきましては、引き続き徹底を図ってまいります。

監理課は以上です。

○大和道路整備課長 道路整備課でございます。

59ページ、報告第26号の熊本県道路公社の経営状況を説明する書類につきましては、お手元に配付しております冊子により説明をさせていただきます。

まず、1ページをお願いいたします。

令和6事業年度事業報告書でございます。

1の総括ですが、熊本県道路公社は、平成4年に設立し、上天草市松島町今泉から合津までにおいて、有料道路事業を活用しながら道路建設を進め、平成14年5月に、延長3.3キロメートルの松島有料道路を開通させております。

2の令和6事業年度の事業実施状況ですが、松島有料道路の開通後は、通行料金徴収や維持管理業務を行いますとともに、平成19年度に開通した松島有明道路、平成30年度に開通した三角大矢野道路、令和5年度に開通した本渡道路の維持管理業務を県から受託して実施しております。

2ページをお願いいたします。

3の(1)の通行台数についてです。

令和6年度は、年間約175万台、1日平均4,783台となっており、計画を約16%上回る実績となっております。

グラフー1を御覧ください。

松島有料道路が平成14年度に供用開始して以降の通行台数をグラフでお示ししております。

左側の薄い棒グラフが計画台数で、右側の濃い棒グラフが実績台数です。松島有明道路が供用された平成19年以降の利用台数は、計画を上回る数値で推移しております。令和2年度以降、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、通行台数は減少しましたが、その後は徐々に回復しており、平成14年の供用開始から累計交通量は、資料には記載ございませんが、計画を約22%上回る実績となっております。

(2)の通行料金収入についてですが、令和6年度は、3億1,500万円余であり、計画を約6%下回っております。

グラフ2を御覧ください。

松島有料道路が平成14年度に供用開始して以降の通行料金収入をグラフでお示ししております。

こちらも、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、通行料金が減少しておりました。その後、徐々に回復しており、平成14年度の供用開始からの累計収入額は、資料には記載ございませんが、計画を約1.3%上回る実績となっております。

次に、3ページをお願いいたします。

4の貸付金等の償還状況です。

まず、松島有料道路事業は、政府貸付金21億5,000万円、地方公共団体金融機関借入金6億4,500万円、県出資金15億500万円、合計43億円を建設資金としております。そのうち、政府貸付金と地方公共団体金融機関借入金は、償還を完了しております。

次に、4ページから7ページに貸借対照表、損益計算書、財産目録をお示ししております。

内容につきましては、2ページ、3ページで御説明いたしました料金収入や貸付金等の状況等を詳細にお示ししたものでございますので、説明を省略させていただきます。

次に、8ページの令和7事業年度事業計画書でございます。

1の松島有料道路の管理業務につきましては、本年度も、通行料金徴収及び道路維持管理業務を行います。

道路施設の維持管理につきましては、のり面補修工事や道路情報板改修工事、安全対策工事などを実施する予定です。

2の松島有明道路、三角大矢野道路及び本渡道路の維持管理受託業務につきましては、引き続き、県から道路公社が受託し実施してまいります。

次に、9ページの令和7事業年度収支予算書でございます。

収入といたしましては、通行料金や受託業務など合計3億7,800万円余を計上し、支出といたしましては、一般管理費3,800万円余、業務管理費3億5,100万円余などを計上しております。

なお、収入と支出の差額につきましては、過年度の繰越金により補填することとしております。

資料の説明は以上でございます。

なお、開通からの交通量及び収入実績の累計は計画を上回っておりますので、道路公社の経営状況には問題ない状況でございます。

道路整備課は以上でございます。

○工藤河川課長 河川課でございます。

60ページをお願いいたします。

報告第27号の一般財団法人白川水源地域対策基金の経営状況につきましては、別途お手元に配付しております書類にて御説明をさせていただきます。

1ページをお願いいたします。

1の事業についてですが、当財団の事業は、阿蘇立野ダム建設に伴い必要となる水没地域の住民の生活再建及び水没関係地域の振興に必要な措置に対する資金の交付及び調査等を行うものです。

具体的には、南阿蘇村が策定した南阿蘇村地域整備計画に基づき村が実施する事業に対し、県及び下流域の3つの市町、熊本市、大津町、菊陽町が事業費の助成を行うものです。

助成対象は、南阿蘇村が事業実施を決定したダム周辺の道路、公園、集会施設等の事業で、令和6年度までに13事業が基金から助成を得て完了しており、令和7年度の多目的広場整備事業への助成が最後になる見込みです。

2の関係地方公共団体等が講ずる水没関係

地域の振興及び環境整備に必要な措置に対する資金の交付ですが、助成金の交付対象事業の施行がダム工事完了後となることから、平成22年度から令和5年度まで中断しておりました。

令和5年度の阿蘇立野ダムの完成により、令和6年度から南阿蘇村による地域振興事業が再開されましたので、基金による支援を再開し、令和6年度においては、多目的記念館建設費及び多目的広場実施設計費に対する資金の交付として、8,837万円余の助成金の交付を行いました。

3のダムの建設に伴い必要となる情報交換及び連絡ですが、理事会、評議員会のほか、南阿蘇村等との意見交換会を行っております。

2ページをお願いいたします。

令和6年度決算書のうち、収支計算書です。

収入は、左から3列目、決算額の列のI、収入の部になります。内訳は、受取負担金7,213万円、受取寄付金1,896万円余、そのほか、特定資産等の受け取り利息が1万円余で当期収入合計、(A)欄記載のとおり、合計9,111万円余となっております。

支出は、決算額の列、支出の部の中ほど、南阿蘇村への支払い助成金8,837万円余及び旅費交通費のほか、管理費7万円余で、法人運営に要する費用の旅費交通費、租税公課及び雑費等となっております。

支出合計は、下から2行目、当期支出合計(B)欄に記載のとおり、8,845万円余となっており、当期収支差額は、最下段のとおり、265万円余となっております。

次に、3ページをお願いいたします。

正味財産増減計算書ですが、これは、令和6年度収支に係る法人財産の増減状況を示したものです。

令和6年度末の正味財産期末残高は、表最下段、左から2列目、当年度の列、正味財産

期末残高のとおり、1,698万円余となっており、左から4列目、増減の列のとおり、前年度から1,631万円余の減少となっています。

減少の主な要因は、南阿蘇村への助成金の財源として、指定正味財産3,000万円の一部、1,896万円余を取り崩して、一般正味財産へ振り替え、受取寄付金したことによるものです。

次に、4ページをお願いいたします。

正味財産増減計算書内訳表は、3ページで御説明した正味財産増減計算書の当年度の列を4ページ、同内訳表の合計列として、その内訳を南阿蘇村への助成事業を内容とする実施事業等会計と法人の運営費に係る法人会計とに区分して表示したものです。

次に、5ページから9ページに貸借対照表、貸借対照表内訳表、附属明細書及び財務諸表に対する注記を示しております。

内容につきましては、3ページ、4ページで御説明した法人財産の状況や内訳を資産、負債、正味財産に置き換えて示したもの及び説明した内容の詳細を附属明細書及び財務諸表に対する注記の該当部分に記載したものでございますので、説明を割愛させていただきます。

次に、10ページをお願いいたします。

令和7年度事業計画書です。

令和7年度においては、多目的広場整備が予定されており、これらの事業に対する資金の交付として、7,123万円余の助成を計画しております。

11ページをお願いいたします。

令和7年度収支予算書です。

主な収入としましては、左から2列目、本年度列、県と熊本市からの受取負担金として5,767万円、受取寄付金として803万円余を予定しております。

支出としましては、本年度の列中ほど、事業費として、支払い助成金等7,124万円余、法人の運営に要する管理費として、15万円余

を予定しております。

河川課の説明は以上です。

○西山宗孝委員長 以上で執行部の説明が終了いたしましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課、事業名を述べてからお願ひいたします。

質疑を受けた課は、課名を言って、着座のままで説明をお願いいたします。

質疑ありませんか。

○坂田孝志委員 全体的になるから、安田さん、監理課になるのかな。

今度の災害追加提案、340億円余。随分早く金額を出してもらったかな、議会の途中で追号で。皆さん方は大分頑張ってされたのかな、その労を多といたしたいと思います。

そこで、これは、国の災害査定なんかは必要なんでしょう。それはもう行っておられるんですか。

○安田監理課長 今回の大震につきましては、激甚災害指定いただきまして、補助率のかさ上げ等々も視野に入っているところでございます。

今委員おっしゃった災害査定の話でございますが、年内に災害査定を受けるということを考えております。今、被災した4局、宇城、八代、上益城、天草、こちらのほうには技術職員を少し派遣をしまして、その災害査定等々に対して対応できるような体制を取らせていただいたところでございます。

加えまして、市町村からも技術職員の要望等々来ておりますが、そこまでの人的余裕が私どももちょっとないもんですから、そこは派遣職員、それから現場の技術職員、県の職員で技術的支援を市町村のほうにも行いながら、その災害査定をどうにか乗り切っていく

というような体制を取っておるところでございます。

以上です。

○坂田孝志委員 冒頭の発言がちょっと分からなかつた。激甚災害の指定を受けたような言い方に取れたんですが、ちょっと。

○菰田土木部長 今の安田課長のところについて、ちょっと補足させていただきます。

8月末に、国のほうから激甚災害の追加指定の見込みということで発表されました。正式には、まだ最終的に、これから査定がございますので、額等が確定する形で公表、発表とかになりますので、今はまだ見込み段階ということになっております。

○坂田孝志委員 本激になる見込みということでございますか。

○菰田土木部長 そういう形で考えております。

○坂田孝志委員 そうですか。それはありがたいことですね。随分そこで、農地と農業施設だけは、石破さんの言葉で聞きましたけれども、とのやつはどうなるのかで、ほかの商工やいろいろありますけれども、災害の金額があんまり積み上がってないから、ちょっと本激は厳しいんじゃなかろうか。

私どもは、だから、鹿児島もやられた、秋田もやられた、あちこちやられているから、8月、被害を合算して本激にしてくれというようなことを申入れしているんですが、どこからの見込みなんですか、教えてください。

○菰田土木部長 これは、内閣府のほうから発表がされておりまして、8月25日付で激甚災害の指定の見込みということで、追加指定するということで公表されているところでござ

ざいます。

○坂田孝志委員 じゃあ今まだですよね。今の金額というのは、激甚見込みじゃない金額で出してあるということでございますか。

○工藤河川課長 すみません、今出しております金額といいますのは、これから災害査定を受けますが、災害査定を受けるに当たって申請額というのがございます。調査をして、測量設計をして、これは幾らぐらいだということで申請額、これに基づいて今金額を出しているところでございます。

これで査定を受けまして、実は、8月からの雨については来週から査定が始まるんですけれども、12月まで続きますが、査定を受けまして、最終的に決定された額、これで、その激甚になるかどうかというのが最終的に判断されます。

ただ、今のところ、もう申請額がかなり多くございますので、それで、公共土木施設災害については、本激になる見込みだというのが発表されたところでございます。

○坂田孝志委員 だから、金額は本激になる見込みで金額を出してあるんですかって聞いている。そうじゃなくて、普通の災害復旧の金額ですか。本激になると災害の復旧額が上がるでしょう、国からの。そうしますと、県の持ち出しあはもっと減ってくるんじゃないですか、そこをちょっと聞きたいんです。

○工藤河川課長 申請が、今議会提案しておりますこの額、先ほど申しました申請額というのは、あくまで工事費になります。工事費のうち、通常の災害復旧事業でございますと、国から3分の2が補助されます。これが普通なんですが、最終的に、先ほど申されました本激になると、この3分の2に加えて、国からの補助金のかさ上げがございます。な

ので、本激に向けた申請か普通のかと言われますと、どちらとも言えないんですけれども、取りあえず今工事費を申請しておって、最終的に決定額次第で本激になる。

ただ、先ほど申しましたように、額が大きいので、本激になる見込みであるということで考えております。

○坂田孝志委員 ちょうどあなたのところで、河川課で、11ページで、国庫補助の対象とならないやつをもう出していますね。それはもう本激だろうか何かもう全然関わらぬというようなことで、これは個別で出しますか。いや、それは、災害の査定も終わってないのに、よくこうやって細かく小分けしてやるなあって感じましたので。

○工藤河川課長 12ページを御覧いただけますか。

240億、これが先ほど申しました公共土木施設の災害復旧費で、国からの補助の対象となる経費になります。

坂田委員が申されました40億というのは、今度は11ページになります。単県河川等災害関連事業費で41億ほどを計上しておりますけれども、これは、見込みにはなるんですが、災害査定を受けますと、当然査定ですのでカットされます。申請したのが満額採択になるわけじゃなく、カットされる分、それから、少額だったり被害が少ない場合は、もともと採択要件に合致しなくて、災害査定に上げられないものもございます。それとか、被災はしているものの、例えば、ただ単なる道路の崩土だけとか軽微なもの、これについても国庫補助の対象にならないもんですから、こういうのを積み上げたものが、こっちの40億になって、これが単県で計上しているところでございます。

○坂田孝志委員 それはもう見た目で、これ

はあれだなと思うのはあるんだろうけれども、災害査定前だから、災害に組み込んでくださいよということも中には出てくるんじゃないのかなと。これは、本激見込みだったら、随分、90以上ぐらいになるんですかね。随分県の単独予算が助かるでしょう。そっちの方向に、ある程度数字出してありますけれども、向けて頑張っていったら、さらにいいんじゃないかなと感じましたけれども。

○工藤河川課長 この41億につきましては、毎年災害査定を受けておりますので、大体カット率というのがございます。そういうのを掛けましたり、あとは、やはり調査設計しておりますので、あまり面の皮を厚くと言うといけませんけれども、きちんとした査定を受けるため、もう単県のほうでお願いしたいと思っております。

○坂田孝志委員 大体分かりました。

で、執行していかなきやなりませんよね。それは、災害査定が終わった後になるんでしょう。

○工藤河川課長 もちろん、災害査定で金額が決定されませんと使えないということになります。

○坂田孝志委員 来週あたりからやって年内ぐらいすると、年明けからになりますよね、事業着手。いわゆる大きな金額だから、やはり早く執行していただきたいなと思っていますから、なるべく事業着手が早く進んで、そうすると、令和7年豪雨のやつもまだ残っていますし、いろいろ請負業者さんの受注の限度額やいろいろありますでしょうから、そこだけをうまく調整しておかないと、予算はある程度確保できたが、復旧に入札等々で、そこで手間取ったらいかぬなと感じておりますから、そこ

だけは、スムーズにといいますか、復旧、復興に速やかに着手していただくようにお願いをいたしたいと思っておりますが、いかがなもんでございますか。

○菰田土木部長 御意見ありがとうございます。

今回予算で計上させていただいておりますのは、先ほど被害額を御報告しましたけれども、満額分を今回補正しているわけではございません。あくまでも、12月、年内を目途に災害査定を実施されますので、それから以降、当該年度の期間の間に主に発注できるものをベースに積み上げたといったところでございます。

委員が途中でお話しされました、もう少し、全額、国庫補助で見られないのかということについても、先ほど河川課長が説明したとおり、過去の経験を基に、おおむね我々としては被災箇所として計上しておりますけれども、やはり国のルール等もございますので、それに基づくところで、ちょっと少しカットされたりするところ、そういうところを見込んだところでのある程度待ち受け的な予算としても活用できるというような形でございます。

いずれにせよ、我々としては、計画的に、また、河川の工事とかであれば、非出水期での施工というような施工条件がございます。ただ、一方で通行止めになっている箇所なんかは早期復旧しなければいけないということございますので、優先度を立てながら、効率よく、県民の皆さんのが安全、安心に暮らせるような取組として、一生懸命頑張っていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いしたいと思います。

○坂田孝志委員 なかなか人員も少なく限られた中でよく頑張っておられると思いますから、引き続き、県民の安全、安心のために

も、しっかり頑張っていただきたいと思います。

以上でございます。

○西山宗孝委員長 ほかにありませんか。

○工藤河川課長 すみません、ちょっとだけ補足をよろしいですか。

先ほど災害査定決定後にしかできないと申しましたけれども、すみません、ちょっと誤りで、応急復旧的なやつ、どうしても緊急的なやつは、この国庫補助の中でも事前に使えるという制度がございますので、そういうところはもう事前に発注しているところでございます。

すみません、失礼いたしました。

○坂田孝志委員 そこは理解しております。

○西山宗孝委員長 いいですか。

○坂田孝志委員 はい。

○西山宗孝委員長 ほかにありませんか。

○本田雄三委員 41ページで、ちょっとお尋ねです。

第一高校の長寿命化工事ということで、第4期の部分で締結されておられますけれども、ちょっとこれお尋ねがあった分で、プールの補修が、ぜひ必要ということで御意見があって、それをお伝えしていたんですけども、工事にプールって入るのか入らないのか、ちょっと私の認識の部分で確認をしたいと思います。

○今福営繕課長 営繕課でございます。

今のお尋ねについては、県立学校の長寿命化に関するお話と、あと、それ以外のものと実際工事はあるように思っているんですけども、

ども、今のお話は、その長寿命化の中で、工事、プールのほうもできないかというお尋ねでよろしいでしょうか。

プール等についても、実際劣化をしているところは我々も聞いておりまして、必要なところは対応しているところです。実際対象となってくるのは、もう教育委員会のほうで対象になる部分を指定されますので、それに基づいて対応しているところです。

実際、第一高校の今回の分については、プールについては特段入っていないんですけども、今後の話は、改めてまた確認をさせてもらいます。

○本田雄三委員 ありがとうございます。

教育委員会のほうでやれる部分もあるということをお聞きしておりましたけれども、プールは少し大規模になるので、長寿命化のほうで計画をしていきたいというふうにちょっとお聞きしたもんですから、この後、第5期があるのかなというふうに思ったところでございまして、そういう中でしていただけるのであれば、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

○今福営繕課長 今のお話については、教育委員会ともしっかり話をさせていただきたいと思っています。

それと、プールの改修については、別途営繕課のほうにも依頼が来ているところ、第一高校ではございませんが、支援学校等で来ているところもございます。そういうところは積極的に対応してまいりたいと思っております。

○西山宗孝委員長 ほかにありませんか。

○斎藤陽子委員 ちょっと確認なんんですけども、9ページ、お願いします。

先ほど坂田先生が質問されて、私も対象に

なるならないというのがあるんだなというのをちょっと確認していたところなんですが、どちらの予算というのは、調査の費用ということでおろしいでしょうか。

○高橋都市計画課長 こちらは、市町村様のほうへ補助をするという形で、委託するような形になりますので、予算上は調査費って形になっていますけれども、実際は市町村様のほうに行った場合は工事費という形になります、土砂撤去のための。

すみません、もう少し追加させていただければ、もともとは国交省の補助においてできる堆積土砂排除事業っていうのがございまして、それと、環境省が持っています災害等廃棄物処理事業っていうのがございます。今、4市2町様については、それでどういう形で対処されますかということは、お話しして、それぞれの自治体のほうで決めてやられています。恐らくこの2つの事業で、大概の堆積土砂については、撤去作業は可能になってくるかと思われるんですけれども、もしもその枠から逃れたものに対しては、県のほうが補助してやろうということで、この予算を申請させていただいているところでございます。

撤去していただくのは市町村様のほうが撤去するような形になります。国交省の事業も環境省の事業も、県から補助する事業のこの事業についてもですね。

○斎藤陽子委員 説明ありがとうございます。

私も、ちょっとボランティアに入らせていただきまして、天草だったんですけれども、大変な状況だなというふうに思っていました。市町村さんも、突然の被害で、やっぱりどれがその地元でやらなきやいけないのかとか、どれが県にお願いするべきかというの、結構混乱をされていたと思うんですよね。地元の方の声も聞きますと、同じような

被害だけれども、ここは県がすぐやってくれた、でも、こっちは、何か全然お願いしてもお願いしても、なかなか難しいというような声も聞いていますので、できれば、その市町村さんとのすみ分けとか、あと、ボランティアでの作業とのすみ分けとかいうものをしっかりと考慮していただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

○西山宗孝委員長 要望ということでよろしいですか。

○斎藤陽子委員 はい。

○西山宗孝委員長 ほかにありませんか。

○吉永和世委員 砂防課、橋口課長のところ、雨の降り方が変わっている中で、どこに降ってもおかしくない状況であると思うんですけども、やっぱり県民の安全と安心の暮らしの確保という面において、その砂防の果たす役割というか、そういったものが非常に何か大事になってきているのかなと思うんですけども、ここに砂防施設機能回復というのを見たんですけども——18ページです。

今回の大雨によって被災した既設砂防に限定してということなんでしょうけれども、全体を見たときに、その砂防の機能を十分に発揮する状態というのはあるのかなと思うんですけども、全体を見て今後対応していくかないといけないのかなとちょっと思うんですけども、そこら辺の考え方ってどうですか。

○橋口砂防課長 今回の単県砂防施設維持管理費につきましては、主に災害が発生したところのスリットダムとかの上の除石とか、砂防指定河川内にたまつた土砂等を撤去させていただく事業でございます。

吉永委員がおっしゃったように、土砂災害は特にどこで発生するか分からぬような状

況になっておりますので、私たちも日々点検、今長寿命化計画もつくって点検もやっているところです。そういうのをうまく活用しながら事業の平準化等を行って、なるべく効果が發揮できるよう、施設の維持管理をやっていきたいと思っているところでございます。

○吉永和世委員 ぜひそういう方向でやっていただきたいと思うんですけども、ちょっと参考までに教えてほしいんですけども、この土砂災害宅地内堆積土砂、八代ですかね、八代市興善寺町、この車が止まっている状況のところ、ここの中には砂防とか何か、これはあったんですか。

○橋口砂防課長 そこは興善寺の大谷川という砂防渓流でございまして、その上には既設のクローズダムがございました。ただ、そのダムの上流のほうで大規模な表面崩壊があっておりまして、それが流れてきて、今既設ダムでは止められなかったところでございます。

ここに関しましては、災害関連緊急砂防事業で、私どものほう、砂防施設、かさ上げなのか新設なのか、今検討中ですけれども、そういうのを入れるとともに、上流のその滑ったところに関しては、林務と協力しまして、そちらは林務でやっていただいて、発生源も抑えるし、たまたま土砂も私ども砂防で抑えるところで、今計画しているところでございます。

○吉永和世委員 土木じや砂防、林務では、何と言うんですかね。

○橋口砂防課長 治山のほうで山腹工といって、のり面等をやっていただくところで今情報共有しているところでございます。

○吉永和世委員 こうやって起こってしまったっていうことはあれなんですけれども、次、起こらないようにして最大限防ぐというのが、そのためにその砂防事業ですか、大事になってくるのかなと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

○西山宗孝委員長 ほかにありませんか。——なければ、以上で質疑を終了します。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号から第3号まで、第5号、第8号、第18号から第23号まで、第25号から第35号まで及び第58号について、一括して採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西山宗孝委員長 御異議なしと認め、一括して採決をいたします。

議案第1号外22件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西山宗孝委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外22件は、原案のとおり可決または承認することと決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りをいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西山宗孝委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申出が3件あっております。

まず、報告について、執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、順次報告をお願いいたします。

○高橋都市計画課長 都市計画課でございます。

報告事項1の熊本都市計画区域マスタープラン及び区域区分の見直しについて御報告いたします。

1ページを御覧ください。

まず、1の見直しの趣旨について御説明いたします。

都市計画区域マスタープランは、都市の発展動向や人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案して、中長期的な視点から、都市の将来像を明確にし、区域の基本的な方向性を示すものでございます。

県内では、17の都市計画区域において策定しております。また、区域区分は、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を、市街化を図るべき区域である市街化区域と市街化を抑制すべき区域である市街化調整区域に区分する制度になります。

本県では、熊本市、合志市、菊陽町、嘉島町、益城町の2市3町で構成される熊本都市計画区域のみで定めております。

左、中段の赤枠で囲っている部分でございますが、区域マスタープラン及び区域区分は、市町村が策定するマスタープランに反映され、土地利用や道路、下水道などの都市施設、土地区画整理事業等を通じて計画的なまちづくりが進められてまいります。

下段を御覧ください。

熊本都市計画区域マスタープランは、平成16年に策定し、平成27年に第1回定期見直しを実施しています。前回改定からおおむね10年が経過していることに加え、平成28年熊本地震、新型コロナウイルス、TSMCの進出など、社会情勢の大きな変化も踏まえ、今回の見直しを行うものでございます。

次に、右側、2、見直しの方向性についてです。

今回の見直しに当たっては、I、頻発・激甚化する自然災害への対応、II、持続可能なまちづくりへの対応、III、世界的な半導体企業の進出に伴う新たな産業集積への対応、この3つの方向性を柱に、このたび、この見直しの原案を作成したところです。

次に、3、都市計画の目標についてです。

本区域のおおむね20年後の都市像を展望し、都市づくりの基本理念として、「誰もが笑顔で安心して暮らせる、持続可能で活力あるエコ・コンパクトな都市づくり」を掲げています。

また、今後10年間に優先して取り組むべきスローガンとして、副題に「～先端産業と環境が調和し、未来を共に創るイノベーション創造都市～」を掲げています。

都市づくりの目標としては、以下の5つの目標を設定しており、計画的な都市づくりを推進してまいります。

2ページを御覧ください。

将来の都市構造についてです。

都市づくりの基本理念であるエコ・コンパクトな都市づくりの実現に向けて、本区域内に各種拠点を配置し、諸機能を集約させます。そして、各拠点間を公共交通や幹線道路で結び、相互に連携した秩序ある多核連携型の都市構造を目指してまいります。

前回の見直し以降に追加した拠点は、赤文字で示す4つでございます。

土地区画整理事業が予定されている区域や都市機能の集積が見られる区域について、新たに拠点として追加しております。

3ページを御覧ください。

区域区分、いわゆる線引きの方針について御説明いたします。

まず、本区域におけるおおむね10年後の人口や産業の見通しに基づき、適切な市街化区域の規模を算出しております。各市町と調整の上、既に市街化している区域や土地区画整理事業など計画的な市街地整備が確実に見込

まれる区域を対象に、市街化区域への編入を行う方針としています。本県では、7地区、197.3ヘクタールを市街化区域に編入する予定です。

なお、区域区分の権限を有する熊本市においても、別途、区域区分の見直しが予定されております。

最後に、今後の予定についてでございます。

右下になりますが、区域マスタープラン及び区域区分の見直しについては、今月中に住民説明会を開催する予定です。資料には記載しておりませんが、11月には公聴会を予定しており、その後、国との協議や都市計画審議会を経て、年度内の都市計画決定を目指してまいりたいと考えております。

報告は以上となります。

○堤下水環境課長 下水環境課でございます。

報告事項2の下水道管路の全国特別重点調査の結果について御報告します。

1の経緯についてですが、令和7年1月に埼玉県八潮市で発生した下水道管路の破損に起因すると考えられる大規模な道路陥没を受けて、国は、2月に対策検討委員会を設置しました。今回の調査は、この委員会の提言に基づき、国が調査対象の地方公共団体に要請を行ったものとなります。

2の特別重点調査の内容について、調査対象は、設置後30年以上経過した管径2メートル以上の比較的大きな管路となっており、県内の下水道管路延長約7,000キロメートルのうち、12市町が管理する管路約31キロメートルが重点調査対象となっております。

なお、県が管理する流域下水道の管路については、管径が2メートル以下そのため、対象外となっております。

調査は、社会的影響が大きく、大規模陥没が発生しやすい管路から優先度をつけて実施

することとなっており、県内では、熊本市、山鹿市、玉名市の3市が管理する約1.8キロメートルの調査が8月までに完了しております。

3の調査結果ですが、①緊急度I、原則1年以内に速やかな対策が必要な延長となったのは、玉名市で670メートル、山鹿市で149メートル、また、②緊急度II、応急措置を実施した上で、5年以内に対策が必要な延長となったのは、玉名市で100メートル、③空洞が確認された箇所が玉名市で3か所ありました。

なお、9月19日までに埋め戻すなど、3か所全て対策済みとなっております。

4の今後の対応としまして、調査で対策が必要と判断された管路について、緊急度に応じた対策が実施されるよう、各自治体を指導してまいります。

また、優先実施箇所以外の12市町、約29キロメートルの調査対象についても、速やかに調査が完了するように指導してまいります。

報告は以上です。

○工藤河川課長 河川課でございます。

右上に報告資料3と記載の資料をお願いいたします。

緑の流域治水の推進と五木村・相良村の振興についてです。

本件につきましては、昨日10月1日の総務常任委員会でも同様に御報告をしております。

それではまず、1番の緑の流域治水の主な取組状況、(1)新たな流水型ダムの進捗状況についてです。

9月5日から6日に、土地収用法の規定に基づきまして、国土交通省による公聴会が開催されました。

また、翌週9月11日には、球磨川漁協臨時総会において、漁業補償契約案が可決されました。

今定例会で知事も答弁いたしましたが、今後、令和9年度のダム本体基礎掘削工事の着手、令和17年度の完成を目標に、国により、表に記載のようなスケジュールで、関連工事や調査、検討、各種手続が進められます。

次に、(2)球磨川中神地区遊水地事業の着工式についてです。

9月14日に着工式が開催されたところです。

球磨川流域では、流水型ダム以外にも様々な治水対策も着実に進んでおり、流域での遊水地の整備は、相良村柳瀬地区、球磨村渡地区に続いて、3か所目となります。

資料の裏面を御覧ください。

国が管理する球磨川本川の河川整備と連携して、県が管理する支川でも河川整備を進めています。

例を御紹介しますと、写真のように、球磨村の中園川では、宅地かさ上げ工事を6月に完了し、7月にはアートポリス事業を活用したみんなの家の起工式が行われました。そのほか、各所で事業を進めております。

続いて、(4)緑の流域治水に関する出前授業についてです。

これまで申し上げてきた公共事業によるハード対策とともに、防災意識を高め、早期避難を促すソフト対策も大切な取組と考えております。

写真のように、球磨川流域の小中高校に県職員が赴いて出前授業に取り組んでおり、年度末の3学期まで継続的に実施してまいります。

続いて、2の五木村・相良村の振興について御報告いたします。

五木村では、川辺川上流部の宮園地区で、住民主体の地域づくりが行われています。10月18日には、これまで地域の皆さんがあげられた旧五木第二中学校校舎が老朽化のため解体されることに伴い、感謝とお別れをする会が催されます。

相良村では、川辺川沿いの廻地区で、村による拠点施設の整備が進められます。今後、令和8年度の一部供用開始を目指し、施設建築工事が進められます。県でも河川の階段護岸工事に取り組んでまいります。

引き続き、国、五木村、相良村と一体となって、目に見える形で、両村の振興を推進してまいります。

報告は以上です。

○西山宗孝委員長 以上で執行部の報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○斎藤陽子委員 報告1のマスターplanについてなんですけれども、2ページなんですけれども、今後10年後の将来ということで、私の選挙区は菊陽町、大津町で、この図でいきますと、市街化調整区域とそれ以外ということにはなっていますけれども、図を見ますと、交通のところでいくと、大津とか菊池というのも、一体になって考えていかないといけないところなのかなというのもありますし、TSMCの進出というのは、当然、大津町や菊池というのも影響を受けているところになるかと思いますけれども、今後の将来に關しましては、当然そういう周辺も一体として考えていかれるのかどうかをお尋ねしたいです。

○高橋都市計画課長 すみません、委員御指摘のとおり、今回御報告させていただきましたのは熊本都市計画区域というエリアを御報告させていただきましたけれども、同時に、大津都市計画区域、菊池都市計画区域、荒尾・玉名都市計画、この4区域について、現在、今年度の見直しをしようということで進めているところでございます。

御指摘のとおり、熊本都市計画区域に大津

都市計画、菊池都市計画、隣接していますので、そこを一体として見ながら、それぞれの都市構造についても考えていきながら、このマスターplanを現在作成しているところでございます。

○斎藤陽子委員 よろしくお願ひいたします。

○西山宗孝委員長 ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○西山宗孝委員長 ほかになければ、以上で質疑を終了いたします。

最後に、その他で委員から何かございましたらお願ひいたします。

ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○西山宗孝委員長 なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

最後に、要望が6件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付いたしております。

それでは、これをもちまして第4回建設常任委員会を閉会いたします。

午前11時26分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

建設常任委員会委員長